



平成25年11月19日

各 位

会 社 名 株式会社キャリアデザインセンター
代 表 者 名 代表取締役社長兼会長 多田 弘實
(コード番号：2410 東証第一部)
問 合 せ 先 取締役経営企画本部長 西山 裕
(TEL：03-3560-1601)

株式の分割、単元株制度の採用及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成25年11月19日開催の取締役会において、株式の分割、単元株制度の採用及び定款の一部変更について決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 株式の分割、単元株制度の採用及び定款の一部変更の目的

平成19年11月27日付にて全国証券取引所が公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨に鑑み、当社株式の売買単위를100株とするため、株式を分割するとともに単元株制度の採用を行います。なお、本株式の分割及び単元株制度の採用に伴う投資単位の実質的な変更はありません。

2. 株式分割の概要

(1) 分割の方法

平成26年3月31日(月)を基準日として、同日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有する普通株式を、1株につき100株の割合をもって分割いたします。

(2) 分割により増加する株式数

①株式分割前の発行済株式総数	70,544株
②今回の分割により増加する株式数	6,983,856株
③株式分割後の発行済株式総数	7,054,400株
④株式分割後の発行可能株式総数	20,640,000株

(3) 分割の日程

①基準日公告日	平成26年3月14日(金)
②基準日	平成26年3月31日(月)
③効力発生日	平成26年4月1日(火)

(4) ストックオプション行使価額の調整

上記株式の分割に伴い、ストックオプション(新株予約権)の1株当たりの行使価額を平成26年4月1日(火)以降、以下のとおり調整いたします。

	調整前行使価額	調整後行使価額
平成24年4月17日開催の取締役会決議に基づく新株予約権	101,100円	1,011円

3. 単元株制度の採用

(1) 新設する単元株式の数

上記「2. 株式分割の概要」の効力発生日をもって単元株制度を採用し、単元株式数を100株とします。

(2) 新設の日程

効力発生日 平成26年4月1日(火)

(参考) 平成26年3月27日(木)をもって、東京証券取引所における売買単位も100株に変更されることとなります。

4. 定款の一部変更

(1) 変更の理由

上記「2. 株式分割の概要」及び「3. 単元株制度の採用」に伴い、会社法第184条第2項及び第191条の規定に基づく取締役会決議により当社定款の一部を変更いたします。

(2) 変更の内容

①発行可能株式総数を株式の分割の割合に応じて増加させるため、現行第5条(発行可能株式総数)を変更いたします。

②株式の分割と同時に単元株制度を採用し単元株式数を100株とするため、第7条(単元株式数)を新設いたします。

③上記②の新設に伴う条数の繰り下げを行うものであります。

④第5条の変更及び第7条の新設並びにこれに伴う条数の繰り下げの効力発生日を定めるため、附則を新設いたします。

(下線は変更部分を示しております。)

現行定款	変更案
(発行可能株式総数) 第5条 当社の発行可能株式総数は、 <u>206,400株</u> とする。	(発行可能株式総数) 第5条 当社の発行可能株式総数は、 <u>20,640,000株</u> とする。
(新設)	(<u>単元株式数</u>) 第7条 当社の単元株式数は、 <u>100株</u> とする。
第7条～第46条(条文省略)	第8条～第47条(現行どおり)
(新設)	<u>附 則</u> 第1条 第5条の変更、第7条の新設並びにこれにともなう条数変更の繰り下げの効力発生日は、平成26年4月1日とする。なお、本附則は、効力発生日をもってこれを削除する。

なお、本年12月20日開催予定の第22回定時株主総会において、上記内容と合わせて単元未滿株式の権利内容に関する規定の新設等を行う定款変更議案を付議いたします。詳細につきましては、本日公表しております「定款の一部変更に関するお知らせ」をご覧ください。

以上